

一般競争入札による 県有地売却説明書

令和8年度 第2回

令和8年6月23日（火）公告
令和8年7月10日（金）申込締切（必着）
令和8年8月24日（月）～8月28日（金）入札
令和8年9月1日（火）開札

長野県 総務部 財産活用課

目 次

○ 一般競争入札による県有地等の売却について	1
1 入札の流れ	
2 入札に付する事項（入札物件、最低売却価格、入札方法）	
3 入札に関するお問合せ及び入札参加申込先	
4 入札手続等（入札参加申込、現地説明会、入札及び開札）	
5 用途の制限	
○ 入 札 説 明 書	6
○ 県有財産一般競争入札参加申込書	11
○ 誓 約 書	13
○ 役 員 等 一 覧	15
○ 入札辞退届	17
○ 入 札 書	19
○ 委 任 状	21
○ 県有財産売買契約書様式	23
○ 物件調書・案内図・明細図	33

一般競争入札による県有地等の売却について

1 入札の流れ

① 入札参加申込み

- ・ 申込書には「誓約書」「役員等一覧（法人のみ）」「印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）」を添付してください。
- ・ 様式は財産活用課へ請求するか、県ホームページからダウンロード・印刷できます。
- ・ 財産活用課へ郵送又は持参して提出してください（いずれも申込み期限必着。）。
- * 入札書及び契約書の印鑑は、印鑑証明書の印鑑（実印）を使用してください。

② 現地説明

- ・ 申込みをいただいた方を対象に現地説明を行います（物件ごとに現地へお集まりいただけます）。
- ・ 物件ごとに現地説明会の日時が決まっておりますのでご確認ください。
- ・ 現地説明の際に配布する納付書で入札しようとする金額の5%以上の額を金融機関窓口で納入してください。（**入札保証金の納付**）
- * 入札保証金の納付の確認ができない入札は無効になります。

③ 入 札

- ・ 入札書を財産活用課へ郵送（書留又は簡易書留）又は持参で提出してください（いずれも受付期限必着。）。
- ・ 入札書には「入札保証金の納付書の原本又は写し」「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」を添付してください。
- * 郵送で入札書を提出する場合は、書留又は簡易書留で提出願います。

④ 開 札

- ・ 最低売却価格以上で、一番高い金額で入札された方を落札者とします。
- ・ 入札者は開札に立ち会うこともできます。
- ・ 落札者以外の方に納めていただいた入札保証金については、後日指定口座へ返還します。
- ・ 入札参加者全員に落札結果を通知します。

⑤ 契約手続き

- ・ 落札者に担当者からご連絡します。以降、担当の案内に従って手続きを進めてください。

2 入札に付する事項

「土地及び建物の売却」

(1) 入札物件及び最低売却価格（予定価格）

次ページの表（計6件）をご覧ください。

(2) 入札方法

一般競争入札（期間入札）

（入札期間内に郵送（書留又は簡易書留）又は持参で提出された入札のうち、最低売却価格以上で最も高い価格で入札した方に売却します。）

(3) 物件の内容

物件調書・案内図・明細図のとおり

（本売却説明書に物件ごとに掲載しています。）

3 入札に関するお問い合わせ及び入札参加申込先

(1) 担 当 長野県 総務部 財産活用課 財産管理係

担 当：平松、丸山、加藤、宮坂

(2) 所在地 郵便番号 380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 電 話 026(235)7044

FAX 026(235)7474

(4) ホームページアドレス：

<https://www.pref.nagano.lg.jp>（長野県ホームページ）

トップページ下部「県有地売却情報」→ 県有地売却のご案内

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/baikyaku/annai/index.html>



(5) メールアドレス：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

ア 北信地区（物件番号1～2）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
1	須坂市臥竜二丁目 940 番 8 〔須坂市臥竜二丁目 18 番 14 号〕	349.39	105.69	753 万円 （建物価格 0 円）	小山住宅
	（建物付）S52 年 3 月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 165.30 ㎡）				
2	長野市大字柳原字土手外西沖 1302 番 13	251.91	76.20	1,250 万円 （建物価格 220,000 円）	柳原宿舍
	（建物付）S47 年 5 月築 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建（延 65.72 ㎡） （建物付）S47 年 5 月築 コンクリートブロック造スレート葺平家建（3.51 ㎡）				

イ 中信地区（物件番号3～5）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
3	松本市大字笹賀 7432 番 外 1 筆	1,373.04	415.34	4,232 万円 （建物価格 0 円）	二子宿舍
	（建物付）S45 年 5 月築 コンクリートブロック造鉄板葺 2 階建（延 292.10 ㎡） （建物付）S45 年 3 月築 コンクリートブロック造スレート葺平家建（7.02 ㎡） （建物付）S45 年 3 月築 コンクリートブロック造スレート葺平家建（7.02 ㎡） （建物付）S45 年 3 月築 コンクリートブロック造スレート葺平家建（7.02 ㎡） （建物付）S59 年 3 月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 141.56 ㎡）				
4	松本市大字新村 892 番 1 外 2 筆	1,062.30	321.34	1,063 万円 （建物価格 0 円）	新村住宅
	（建物付）S58 年 5 月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 358.90 ㎡）				
5	木曽郡木曽町新開 4262 番 1 外 3 筆	1,159.49	350.74	186 万円	杭の原宿舍

ウ 南信地区（物件番号6）

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考（通称）
		（㎡）	（坪）		
6	諏訪郡下諏訪町字関屋 6702 番 1 外 1 筆	446.12	134.95	171 万円 （建物価格 0 円）	関屋教職員住宅
	（建物付）S59 年 3 月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 143.56 ㎡） （建物付）S59 年 3 月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（延 143.56 ㎡）				

4 入札手続等

(1) 入札参加申込

ア 申込書の様式

本売却説明書に掲載してある様式（1～3）を使用してください。

（様式は県ホームページからもダウンロードできます。）

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類も全員分を添付してください。

イ 添付書類

- ・誓約書（様式2）（共有名義の場合は、申込者ごと）
- ・役員等一覧（様式3）（法人で申込みの場合）
- ・印鑑証明書 1通（直近3ヶ月以内に発行されたもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

※ 入札書には、印鑑証明書の印鑑（実印）を押印してください。

ウ 申込の受付

郵送（書留又は簡易書留のいずれか）若しくは持参してください。

持参の場合の受付は、申込期限までの土日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで

※ 申込者と契約者は同一とさせていただきますのでご了承ください。

エ 入札の辞退

入札参加申込み後、入札書提出前までは入札を辞退することができます。

辞退される場合は担当へ早めに連絡の上、入札辞退届（様式4）を郵送又はFAXで提出願います。

オ 申込期限

令和8年7月10日（金）午後4時30分まで（必着）

カ 申込先

長野県 総務部 財産活用課 財産管理係（所在地等は前記 3 に記載してあります。）

(2) 現地説明会

物件番号	現地説明会日時	備考
1	令和8年7月22日（水） 午前10時～	小山住宅
2	令和8年7月23日（木） 午後1時～	柳原宿舎
3	令和8年7月24日（金） 午前10時半～	二子宿舎
4	令和8年7月24日（金） 午後1時半～	新村住宅

5	令和8年7月28日(火) 午後1時～	杭の原宿舎
6	令和8年7月27日(月) 午前10時～	関屋教職員住宅

- ・入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会のご案内をさせていただきます。
- ・現地説明会は各物件の所在地(現地)にて行います。
- ・申込み状況等により、説明会の日程は変更となる場合がありますのでご了承ください。
- ・現地説明会の日時について、個別のご要望に応じられませんので、事前にご承知願います。
- ・各物件の所在地に駐車場等をご用意できません。周辺住民へご迷惑が掛からないように、原則、徒歩にてお願いします。

(3) 入札及び開札

ア 入札書提出期間

令和8年8月24日(月)から8月28日(金) 午後4時30分まで(必着)

イ 開札日・場所

令和8年9月1日(火) 長野県庁議会棟 403会議室

- ・開札は、物件ごとに順次行います。
- ・入札参加者は開札に立ち会っていただくこともできます。
- ・開札結果は、入札参加者全員に通知します。

(4) 契約書

別紙様式のとおり(本売却説明書に掲載しています。)

- ・入札参加者は、契約書の内容を確認いただき、理解したうえで入札してください。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

入札説明書

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、本売却説明書及び物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- (2) 当該入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本県の職員
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 本県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本県と契約を締結すること又は本県との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて本県との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(入札参加申込)

第3 入札参加者は、次の書類を申込期限までに、財産活用課 財産管理係まで提出してください。

* (1)～(3)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

*様式は県ホームページからダウンロードできます。

- (1) 入札参加申込書（共有の場合は連名）
- (2) 誓約書（共有の場合は申込者ごと）
- (3) 役員等一覧（法人の場合）
- (4) 印鑑証明書（直近3ヶ月以内に発行のもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

2 郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

3 申込者と契約者の名義は同一となります。

(現地説明会)

第4 物件の現地説明会を、物件ごとに決められた日時に行います。

2 入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会の通知をさせていただきます。

3 現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知のうえ入札に参加しているものとみなします。

(入札書類)

第5 入札は、次の書類を提出してください。

* (1)、(2)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

*様式は県ホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 入札書（共有の場合は連名）
- (2) 委任状（代理人の場合）

*代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

- (3) 入札保証金納付書の領収書の写し

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、事前に県発行の納付書により、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとします。

2 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しません。落札者以外の入札参加者の入札保証金は、還付請求書に基づき、入札参加者の指定する口座へ還付します（口座振込みまで一定の期間を要しますのでご了承ください）。

3 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

4 現金書留での入札保証金の納付は受け付けておりません。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、実印で押印してください。（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）

2 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

3 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所氏名を記入（押印は不要）するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。

*代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

4 入札書は、郵送（書留又は簡易書留）又は持参により提出してください。

5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第9 開札は、入札公告に掲げる開札の場所及び日時において、県が指定した者を立会わせて行います。

入札参加者は開札に立ち会うことができます。

2 開札した結果、落札者がいる場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、並びに、落札者がいない場合はその旨を開札の場でお知らせします。また、入札参加者が不在の場合には別途お知らせします。

（開札結果の公表）

第10 入札番号と物件の所在地及び落札金額については、落札決定後公表します。

2 落札者に関する情報については、落札者が個人の場合、前第9の2によるほかは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により公表しませんが、落札者が法人の場合は契約締結後法人名のみ公表することがあります。

（落札者の決定）

第11 落札者は、県が事前に公表する最低売却価格（予定価格）以上の最高価格を入札した者とします。

ただし、落札者となる同価の入札参加者が二人以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定します。なお、同価で入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

（契約の締結）

第12 落札者は、落札決定の日から10日以内に、県有財産売買契約書（別紙様式）により契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証

金は県に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

第13 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

落札者の申し出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

落札者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

(売買代金の納付)

第14 売買代金(契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額)は、県が発行する納入通知書により **令和8年10月23日(金)** までに 納付しなければなりません。

2 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

第15 売買代金が完納したときに所有権が移転します。

2 所有権の移転登記は、県が行います。

3 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税(土地の評価額が定まっている場合、近傍類似価格等により算定します。)、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

4 所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票(直近3ヶ月以内に発行のもの。法人の場合は不要。)を提出してください。

5 移転登記に際し、連件申請のために県の職員が法務局へ直接書類を持ち込む等の対応はできません。

(個人情報の取扱い)

第16 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(入札の中止等)

第17 入札は、県の都合により延期又は中止することがあります。

(様式1)

県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(〒 ー)

申込人 住所

(所在地)

氏名 (ふりがな)
(名称及び代表者名)

電話番号
(昼間 (担当) 連絡先)

下記県有財産の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

参加申込	物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積 (実測面積) (㎡)	備考
	1	須坂市臥竜二丁目 940 番 8 [須坂市臥竜二丁目 18 番 14 号]	349.39	小山住宅
	2	長野市大字柳原字土手外西沖 1302 番 13	251.91	柳原宿舎
	3	松本市大字笹賀 7432 番 外 1 筆	1,373.04	二子宿舎
	4	松本市大字新村 892 番 1 外 2 筆	1,062.30	新村住宅
	5	木曾郡木曾町新開 4262 番 1 外 3 筆	1,159.49	杭の原宿舎
	6	諏訪郡下諏訪町字関屋 6702 番 1 外 1 筆	446.12	関屋教職員住宅

(注)

1 申込書記入方法

入札を希望する物件の参加申込欄に○印をつけてください。(複数可)。

〔 ※ 複数の物件の敷地が隣接又は近接している場合がありますので、物件調書等をよく確認の上、申し込みしてください。 〕

2 添付書類

- (1) 「誓約書」(様式2)
- (2) 「役員等一覧」(様式3)(法人の場合)
- (3) 「印鑑証明書」1通(直近3ヶ月以内に発行されたもの)

〔 ※ 複数箇所を申し込みされる場合も1通のみの提出で結構です。
※ また共有名義で申し込みされる場合は全員分を添付してください。 〕

3 入札保証金について

入札保証金は、申込受付後に県発行の「納付書」により金融機関で納付していただきます。

入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上の金額が必要です。(入札金額が納付した入札保証金額の20倍を超えると無効となります。)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者)

県有財産譲渡申請（一般競争入札参加申込み）にあたって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格（購入資格）の確認のため、貴県が長野県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、次に掲げるいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 4 一般競争入札による県有地売却説明書並びに注意事項及び指示事項などに同意することを承知します。

※ 共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

<関係法令>

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

役員等一覧

法人所在地： _____

法人名： _____

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	

※ 法人が申請（申込み）する場合は、現在事項全部証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者を記載願います。

※ 収集した個人情報については、お申し込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、購入申込み資格確認のため、長野県警察本部へ情報提供します。

(様式4)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

(〒 ー)

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電 話 番 号
(昼間連絡先)

下記県有財産の一般競争入札への参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

記

物件番号	物件所在地〔住居表示〕	土地面積 (㎡)	備考

(通常入札用)

入 札 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

入 札 者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名 _____ 印

代理人又は
共同入札者
住所氏名 _____ 印

下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札に付する物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	面 積	備考
		m ²	

(注)

- 1 押印する印は実印としてください。
- 2 金額の数字は黒のペン又はボールペンで算用数字を用い、頭に「金」若しくは「¥」を記入してください。
- 3 金額の訂正を行った場合は入札者の訂正印（氏名印欄に押印したものと同一印）を押してください。
- 4 入札金額が、納付した入札保証金額の20倍を超えると無効となります。
- 5 共有名義で入札する場合は全員の住所、氏名を記載し、それぞれ押印してください。
- 6 代理人による入札の場合は、代理人が押印してください。本人の印は不要です。（委任状が必要です。）
- 7 物件の面積欄には入札申込書に記載されている土地面積を記載してください。

(通常入札用)

委 任 状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(入札書へ押印する印としてください。)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 年度第 回一般競争入札における下記県有財産に関する一切の権限

物件番号	物 件 の 所 在 地	面 積	備 考
		m ²	

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

委 任 者 住所又は所在地 _____
(入 札 者)

氏名又は名称 _____
及び代表者名 _____ 印 _____

県有財産売買契約書

売主 長野県 (以下「甲」という。)と買主 ○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量(実測面積)	摘要(公簿面積)
	地目	m ²	m ²
計	筆	m ²	m ²

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 , 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 , 円を甲に納入しなければならない。

- 前項の契約保証金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。
- 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払方法等)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

- 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第3条に定める売買代金から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

- 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後10日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

(容認事項)

第10条 乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。

2 本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。

3 本物件の付帯設備は、設置から相当の年数が経過しており、相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。

4 本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

5 本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

6 乙は、本物件の地域の町内会等の取り決めに従うこと。

(用途の制限)

第11条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、第11条及び第12条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部としない

ものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第 16 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

- 2 乙は、第 15 条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所 長野市大字南長野字幅下 692-2
売 主 氏 名 長野県知事 阿部 守一 印

住 所
買 主 氏 名 印

県有財産売買契約書

売主 長野県 (以下「甲」という。)と買主 ○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、別記のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、土地金 , 円、建物金 円、

合計金 , 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、非課税分を除く売買代金の110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 , 円を甲に納入しなければならない。

- 前項の契約保証金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。
- 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払方法等)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

- 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第3条に定める売買代金から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

- 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後10日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

(容認事項)

第10条 乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。

2 本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。

3 本物件は、建築から相当の年数が経過しており、躯体・基本的構造部分や附帯設備等は相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。

4 本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

5 本件建物へのアスベスト使用の有無については不明であること。万一アスベストが含まれていた場合、廃棄物処理法、建築リサイクル法等により、所有者である乙にアスベストに対する一定の措置が求められ、解体・改修等の工事を発注する場合に同法による義務が課されること。また、アスベストを含む建物解体費用は通常よりも高くなる場合があること。

6 本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

7 乙は、本物件の所在する地域の町内会等の取り決めに従うこと。

(用途の制限)

第11条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、第 11 条及び第 12 条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第 14 条 乙は、第 11 条及び第 12 条に定める義務に違反したときは、売買代金の 3 割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第 19 条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第 16 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

	住 所	長野市大字南長野字幅下 692-2
売 主	氏 名	長野県知事 阿部 守一 印
	住 所	
買 主	氏 名	印

別記

1 土地

所在地	区分 (地目)	数量 (実測面積)	摘要 (公簿面積)
	地目	m ²	m ²
計	筆	m ²	m ²

2 建物

所在地	区分	構造	建築年月	床面積
				m ²
計	棟			

物 件 調 書

物 件 調 書 案内図・明細図

※建物平面図・物件写真につきましては
長野県のホームページをご覧ください。

物 件 調 書

物件番号 1

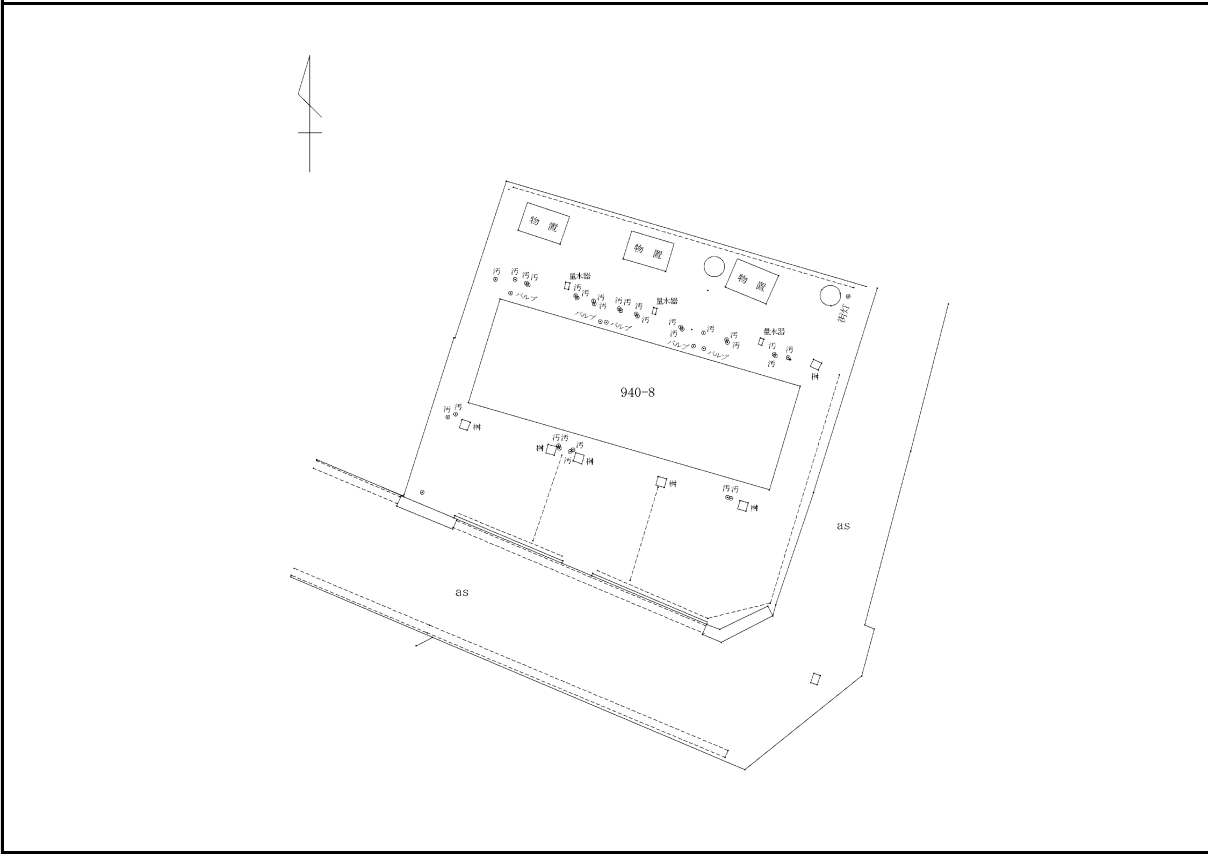
小山住宅(コヤマジユウタケ)(建物付)

所在地	須坂市臥竜二丁目 940 番 8						
住居表示	須坂市臥竜二丁目 18 番 14 号						
土地	実測面積	349.39	m ²	(約 106 坪)	地目	宅地	
	公簿面積	349.39	m ²	(約 106 坪)			
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし	
		権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	居宅 昭和52年3月築 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 82.65m ² 2階 82.65m ² (和室6畳×3、台所、浴室、トイレ)×3戸					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし
	付属建物等	登記対象物件なし					
法令に基づく制限	都市計画	市街化区域			指定建ぺい率	50 %	
	用途地域	第一種低層住居専用地域			指定容積率	80 %	
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)	施設区域に該当なし					
	特別用途・その他の地域地区	指定なし					
	防火・準防火地域	指定なし					
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし					
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊危険区域:指定なし					
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)	土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊:指定なし					
	洪水ハザードマップ	該当あり(浸水想定 0.5m以上3.0m未満)					
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	東側	舗装 須坂市道(540号 竜ヶ池保養所線)		4.0m	不要	17.65m	等高
	南側	舗装 須坂市道(540号 竜ヶ池保養所線)		5.0m	不要	17.91m	等高
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし		負担の内容	-		
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査					
建物の耐震診断	調査	未調査					
建物状況調査	調査	未調査					
現況及び従前の利用状況	現況	居宅1棟、物置3棟					
	従前	職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況					
	電気	中部電力㈱			引込可		
	上水道	公営水道(須坂市)			権利φ 13mm	メーターあり(3基)	
	ガス	プロパンガス			都市ガス引込可(長野都市ガス㈱)		
	下水道	公共下水道(須坂市)			負担金	清算済	
		公共枵			設置済		
交通機関	鉄道	長野電鉄線	須坂駅	北西 方へ	約 1.8	km	
	バス	長電バス	看護専門学校	西 方へ	約 0.2	km	
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	須坂市役所		北西 方へ	約 1.3	km	
	小学校	須坂市立小山 小学校		北 方へ	約 0.7	km	
	中学校	須坂市立常盤 中学校		北東 方へ	約 1.3	km	
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届出が必要です。詳しくは、須坂市役所まちづくり推進部まちづくり課までお問合せください。						
	敷地南側の市道接面部分(道路側溝上3箇所)のコンクリート蓋は道路占用許可により設置されています。現状から変更する場合は、許可(申請)が必要になります。詳しくは須坂市役所まちづくり推進部道路河川課までお問合せ下さい。						
	従前の利用はありませんが、都市ガスの供給エリア内で敷地南側市道にガス管が敷設されています。引込みを希望する場合等、詳しくは長野都市ガス㈱までお問合せください。						
	敷地周囲のフェンス(部分的に存置)並びに北側及び西側のコンクリート製土留は売却地に帰属しています。また、敷地北東側出入口付近に存置された街灯は売却地に帰属しています。						
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。 売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って、物件の不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。						

案 内 図



明 細 図



物 件 調 査 書

物件番号 2

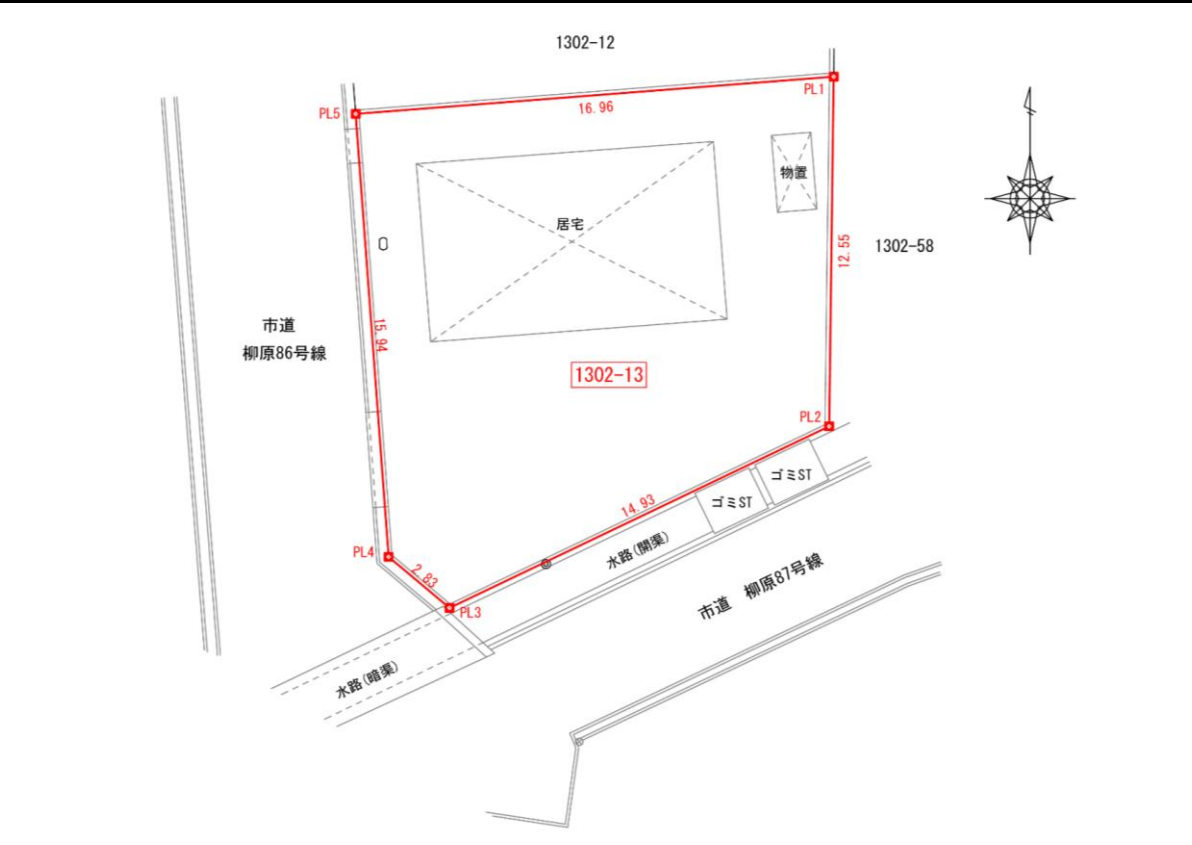
柳原宿舎(ヤナギハラシクシヤ)(建物付)

所在地	長野市大字柳原字土手外西沖 1302番13					
住居表示	-					
土地	実測面積	251.91	m ²	(約 76 坪)	地 目	宅 地
	公簿面積	251.91	m ²	(約 76 坪)		
地	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	地役権 2件(目的:送電線路の設置及び保全。範囲・要役地・地役権者:登記事項証明書及び地役権図面のとおり。)
			権利の種類	所有権		
建物	構造・面積間取り等	居宅 昭和47年5月築 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建				
		65.72m ²	和室(8畳×1、6畳×1、4.5畳×1)、台所、浴室、トイレ			
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	なし
			権利の種類	所有権		
付属建物等	物置 コンクリートブロック造スレート葺平家建 3.51m ² 1棟					
法令に基づく制限	都市計画	市街化区域			指定建ぺい率	60 %
	用途地域	第一種住居地域			指定容積率	200 %
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし		
	特別用途・その他の地域地区			指定なし		
	防火・準防火地域			指定なし		
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし		
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊危険区域:指定なし		
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊:指定なし		
	洪水ハザードマップ			該当あり(浸水想定 5.0m以上10.0m未満)		
	その他			景観計画区域(一般地域)、屋外広告物規制区域(第3種)、宅地造成等工事規制区域		
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)
	西側	舗装 長野市道(柳原86号線)		5.70m	不要	15.94m
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	-		
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査		-		
建物の耐震診断	調査	未調査		-		
建物状況調査	調査	未調査		-		
現況及び従前の利用状況	現況	居宅 1棟、物置 1棟				
	従前	職員宿舎				
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況				
	電気	中部電力㈱			引込可	
	上水道	公営水道(長野市)			権利φ20mm	メーターあり
	ガス	長野都市ガス㈱			引込管径 不明	
	下水道	公共下水道(長野市)			負担金	清算済
				公共枵	設置済	
交通機関	鉄道	長野電鉄線	附属中学校前	北 方へ 約	0.9	km
	バス	長電バス	千曲住宅地	北 方へ 約	0.2	km
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	長野市役所 柳原支所		北東 方へ 約	1.1	km
	小学校	長野市立柳原 小学校		北東 方へ 約	1.3	km
	中学校	長野市立東北 中学校		北東 方へ 約	2.5	km
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。					
	上空に高圧送電線が通過しており、承益地地役権が2件設定されています。地役権設定範囲内においては、建物の建築、工作物の設置及び竹木の植栽等に制限があります。送電線下及び送電線付近で作業や工事などをする場合、詳しくは中部電力パワーグリッド㈱までお問合せください。 なお、この制限に起因する土地利用上の計画変更、不利益又は損害等について長野県は一切の責任を負いません。					
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届出が必要です。詳しくは長野市役所都市整備部まちづくり課景観広告担当までお問合せください。					
	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域で一定規模以上の盛土等を行う場合、許可や届出が必要です。詳しくは長野市役所建設部建築指導課開発盛土対策室までお問合せください。					
	敷地西側の市道接面部分(道路側溝上)の車両出入用鋼板等存置には道路占用許可(申請)が必要になります。詳しくは長野市役所建設部監理課占用担当までお問合せください。					
	敷地南外側の水路上に地元自治会(長野市柳原布野区)がゴミステーションを2棟設置しています。					
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。					
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器、その他設備及び擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。						

案 内 図



明 細 図



物件調書

物件番号	3
------	---

二子(フタゴ)宿舎(建物付)

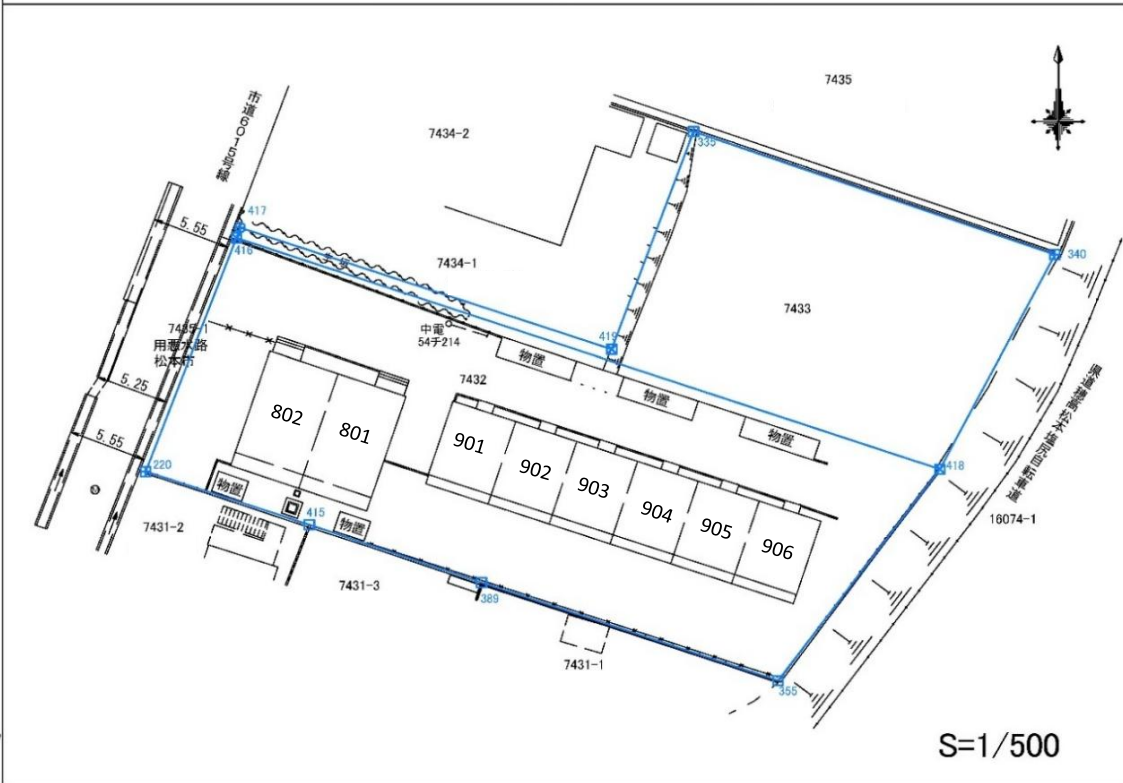
所在地	松本市大字笹賀7432番、7433番						
住居表示	—						
土地	実測面積	1373.04 m ² (約 415 坪)			地目	宅地	
	公簿面積	1373.04 m ² (約 415 坪)					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者 権利の種類	長野県 所有権	所有権以外の権利 (乙区)	なし	
建物	構造・面積 間取り等	共同住宅 昭和45年5月築 コンクリートブロック造鉄板葺2階建 1階 146.05m ² 2階 146.05m ² (和室3畳、和室4.5畳、和室6畳、台所、浴室、トイレ)×6戸					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者 権利の種類	長野県 所有権	所有権以外の権利 (乙区)	なし	
	附属建物等	コンクリートブロック造スレート葺平家建 7.02m ² ×3棟					
	構造・面積 間取り等	共同住宅 昭和59年3月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 71.78m ² 2階 69.78m ² 東側(和室6畳×2、和室8畳、台所、浴室、トイレ)1戸 西側(和室6畳×2、和室8畳、台所、浴室、トイレ)1戸 計2戸					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者 権利の種類	長野県 所有権	所有権以外の権利 (乙区)	なし	
法令に基づく制限	都市計画	市街化区域			指定建ぺい率	60%	
	用途地域	第一種住居地域			指定容積率	200%	
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)	指定なし					
	特別用途・その他の用途地区	指定なし					
	防火・準防火地域	建築基準法第22条区域					
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)	なし					
	砂防三法 (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)	指定なし					
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)	指定なし					
	洪水ハザードマップ	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) 浸水想定区域(0.5m未満)					
	その他	松本市景観計画:「田園風景景観区域」「河西部地区」 河川保全区域(奈良井川)(河川法55条)					
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	東側	松本市道(6015号線)		3.8m	不要	(河川占用許可要)	ほぼ等高
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	—			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査					
建物の耐震診断	調査	未調査					
建物状況調査	調査	未調査					
現況及び従前の利用状況	現況	共同住宅2棟、物置3棟					
	従前	教職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の設備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況					
	電気	中部電力(株)		引込可			
	上水道	公営水道(松本市)		φ13mm 引込管径不明	メーター有		
	ガス	プロパンガス					
	下水道	公共下水道(松本市)		負担金 公共枮	清算済 設置済		
交通機関	鉄道	JR篠ノ井線	平田駅	東方へ	約 1.5 km		
	バス	アルピコ交通	二子団地BS 二子橋BS	北西方へ	約 250 m		
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	市役所本庁舎		北方へ	約 750 m		
	小学校	二子小学校		北東方へ	約 5.4 km		
	中学校	菅野中学校		北方へ	約 900 m		
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	河川保全区域内での工作物(住宅など)の建築には河川管理者の許可が必要になりますので、松本建設事務所維持管理課までお問合せください。						
	本敷地は公道に接していないため改めて河川占用許可が必要です。詳しくは松本市建設部維持課にお問合せください。						
	本敷地の北側に電柱(本柱1本、支線1条)があります。(中部電力パワーグリッド(株)松本営業所へ敷地貸付)						
	敷地南・東側のフェンスは売却地に帰属しています。						
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。						
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物及び建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って物件に不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。							

二子宿舎

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

物件番号 4

新村(ニイムラ)住宅(建物付)

所在地	松本市大字新村892番1、字西浦893番4、893番5						
住居表示	—						
土地	実測面積	1,062.30	m ²	(約 321 坪)	地 目	宅 地	
	公簿面積	1,062.30	m ²	(約 321 坪)			
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし	
		権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	共同住宅 昭和58年5月築 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 179.45m ² 2階 179.45m ² (和室6畳×2、和室8畳、台所、浴室、トイレ)×5戸					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし
	付属建物等	なし					
法令に基づく制限	都市計画	市街化調整区域			指定建ぺい率	60 %	
	用途地域	無指定			指定容積率	200 %	
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし			
	特別用途・その他の地域地区			松本市立地適正化計画(都市機能誘導区域外、居住誘導区域外)			
	防火・準防火地域			建築基準法第22条区域			
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地(秋葉原古墳群)			
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊危険区域:指定なし			
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊:指定なし			
	洪水ハザードマップ			該当なし			
	その他			松本市景観計画(田園風景景観区域、景観類型地:河西部地区) 松本市屋外広告物条例(第1種許可地域)			
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	南側	舗装 市道(7549号線)		約4.5m	不要	約16.18m(約5m)	ほぼ等高
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	—			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査		—			
建物の耐震診断	調査	未調査		—			
建物状況調査	調査	未調査		—			
現況及び従前の利用状況	現況	共同住宅1棟 物置5棟					
	従前	教職員宿舍					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況					
	電気	中部電力パワーグリッド(株)		引込可			
	上水道	公営水道(松本市)		権利φ13mm	メーターあり		
	ガス	プロパンガス		引込管径不明			
	下水道	公共下水道(松本市)		負担金	清算済		
		公共枡		設置済			
交通機関	鉄道	アルピコ交通上高地線	新村駅	北 方へ	約 0.3	km	
	バス	波田循環バス	1区公民館	西 方へ	約 1.3	km	
	バス	山形線	和田町郵便局	南東 方へ	約 1.6	km	
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	松本市役所新村出張所		北東 方へ	約 1.2	km	
	小学校	松本市立芝沢 小学校		南東 方へ	約 1.0	km	
	中学校	松本市立高網 中学校		東 方へ	約 1.8	km	
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	市街化調整区域のため、建物建築の際には都市計画法に基づく手続きが必要になります。同法第34条第11号、12号に指定された区域において、一定の条件を満たす場合、同法第43条の許可を受けて新築することが可能です。詳しくは松本市役所建築指導課までお問合せください。						
	接面道路内に個人名義の二筆の未登記道路部分がありますが、市道敷に組み込まれているため、建築確認申請を行うことができます。詳しくは、松本市役所建築指導課までお問合せください。接面道路南側に存する蓋掛け水路は、道路幅員に含まれます。						
	土木工事等、文化財保護法第93条第1項に規定する行為を行う場合は、同条に基づく届出が必要です。詳しくは松本市役所文化財課までお問合せください。						
	敷地南側に電柱の支線が1条あります。(NTT東日本(株)へ敷地貸付)						
	敷地北・東・西側のフェンス及び擁壁や南西側のコンクリートブロック塀は売却地に帰属します。						
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。						
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物及び建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。 なお、当該物件は解体前提とした売買価格を設定しています。従って物件に不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことご承知ください。							

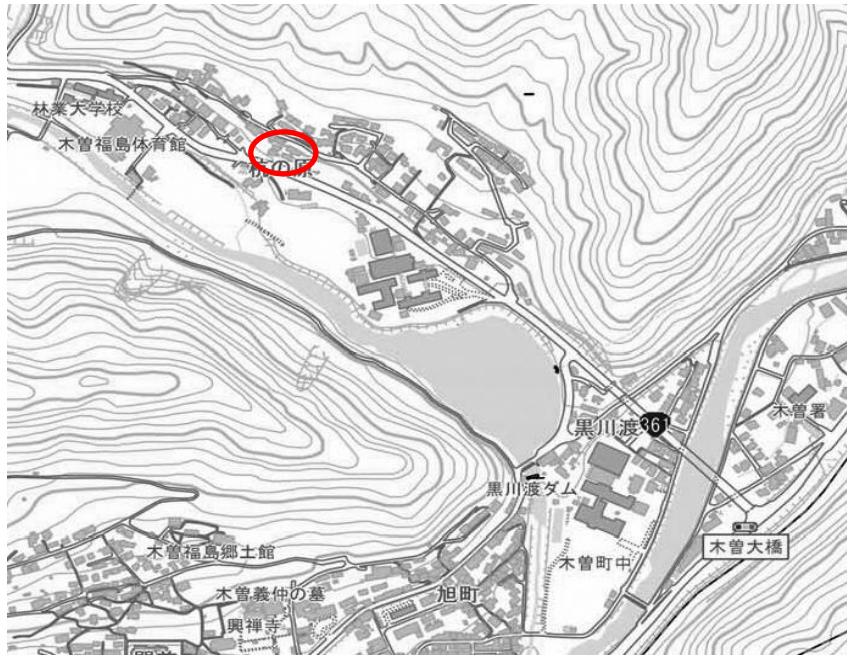
物 件 調 書

物件番号 5

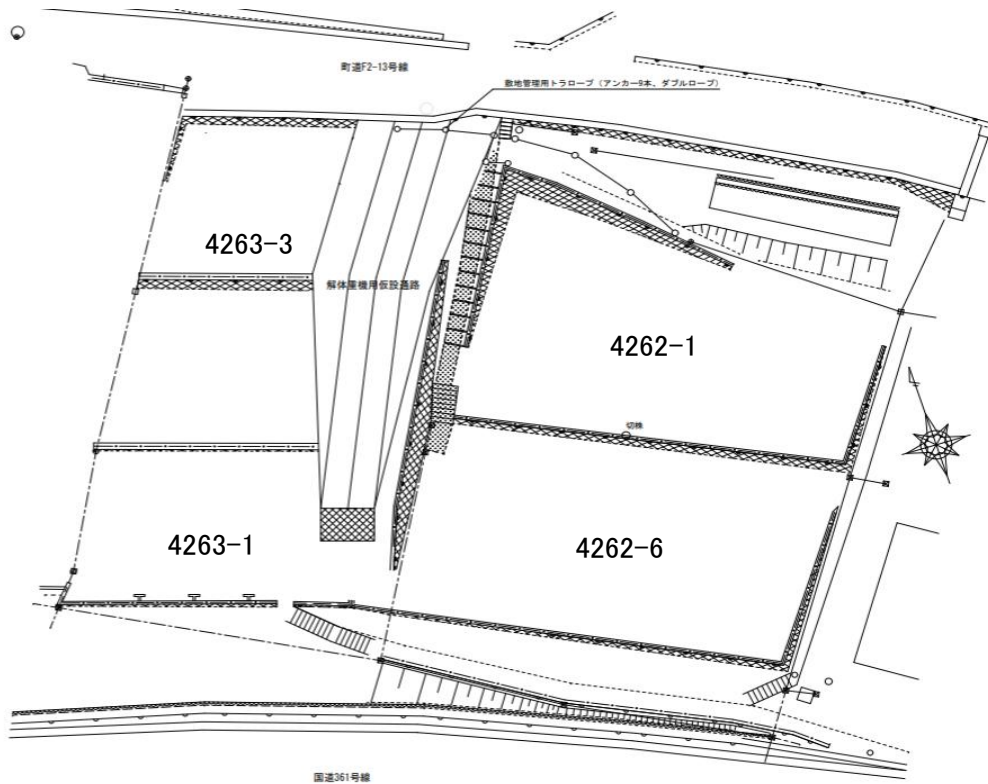
杭の原(クイハラ)宿舎

所在地	木曾郡木曾町新開4262番1、4262番6、4263番1、4263番3					
住居表示	-					
土地	実測面積	1,159.49	m ²	(約 351 坪)	地 目	宅 地
	公簿面積	1,159.49	m ²	(約 351 坪)		
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし
		権利の種類	所有権			
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域(非線引き区域)			指定建ぺい率	40 %
	用途地域	第1種低層住居専用地域			指定容積率	60 %
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし		
	特別用途・その他の地域地区			指定なし		
	防火・準防火地域			指定なし		
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地(杭の原遺跡)		
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			指定なし		
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			急傾斜地の崩壊:指定あり(イエロー、レッド) 土石流:指定あり(イエロー) 地すべり:指定なし		
	洪水ハザードマップ			該当なし		
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)
	北東側	舗装 町道(F2-13号線)		約4.0m	不要	約23m
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容		-	
建物の石綿(アスベスト)	調査	-		-		
建物の耐震診断	調査	-		-		
現況及び従前の利用状況	現況	更地				
	従前	職員宿舎 (令和8年3月解体済)				
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況				施設整備の負担	事業者(所)	
	電気	中部電力(株)	引込可	中部電力(株)		
	上水道	公営水道(木曾町)	権利φ13mm 引込管 不明	・メーターを町に返却済(メーターボックス撤去済)		
	下水道	公共下水道(木曾町)	負担金 公共枅	一部未清算 負担済	未接続	
交通機関	鉄道	JR中央本線	木曾福島	南西 方へ 約	2.0	km
	バス	きそバス(開田幹線)、木曾町生活交通システム(福島巡回線)	信州木曾看護専門学校	南東 方へ 約	0.3	km
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	木曾町役場		南西 方へ 約	2.2	km
	小学校	福島 小学校		南西 方へ 約	0.9	km
	中学校	木曾町 中学校		南東 方へ 約	0.7	km
参照事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。					
	宿舎敷地と接面道路の間に約1.5mの高低差があるため、車両の乗り入れはできません。					
	敷地内には除却工事で使用した重機乗り入れのための仮設通路(盛土)が設置されています。 なお、現状のまま一般車両の乗り入れはできません。 また、本物件は宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域に該当します。 新たな盛土または切土等の形状変更については、許可や届出が必要となる場合がありますので、あらかじめ木曾建設事務所維持管理課にご相談ください。					
	仮設通路の下には木曾町の上下水道本管が埋設されており、仮設通路の設置にあたっては町との協議のうえ、公共ます等計4箇所に養生を行って盛り土をしています。 本物件取得後に仮設道路の移設または撤去をする場合は、あらかじめその時期について木曾町役場環境水道課にお知らせください。					
	上下水道本管が敷地を縦断しています。(敷地の貸付:相手方 木曾町役場) 本管の上への建築はできません。 また、本管の移設・撤去に関しては木曾町役場環境水道課にご相談ください。					
	敷地北東側の町道上にゴミ集積所があります。					
	下水道の各戸への引込はありません。 下水道の負担金については一部未清算のため、未納分の支払いが必要です。詳しくは、木曾町役場環境水道課にお問合せください。					
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要です。詳細については、長野県木曾建設事務所整備・建築課へお問い合わせください。					
	地面に影響を及ぼすいかなる工事を行おうとする場合は、文化財保護法に基づく届け出を工事着工の60日前までに行うことが必要となります。詳しくは木曾町教育委員会生涯学習課へお問合せください。					
	売却地北側に墓地が隣接しています。					
	南側中央近く、電柱敷地を貸し付けています。(本柱1本、支線4条) ・貸付の相手方:中部電力パワーグリッド(株)木曾福島サービスステーション(本柱2本、支線1条) 東日本電信電話(株)埼玉事業部長野支店(水平支線1条) 木曾広域連合長(支線1条)					
	西側目隠しフェンスは西隣所有者との境界線であり、共有物です。他の網フェンスは敷地内です。					
物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。						
売却物件は、擁壁、困障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任の上で行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。						

案 内 図



明 細 図



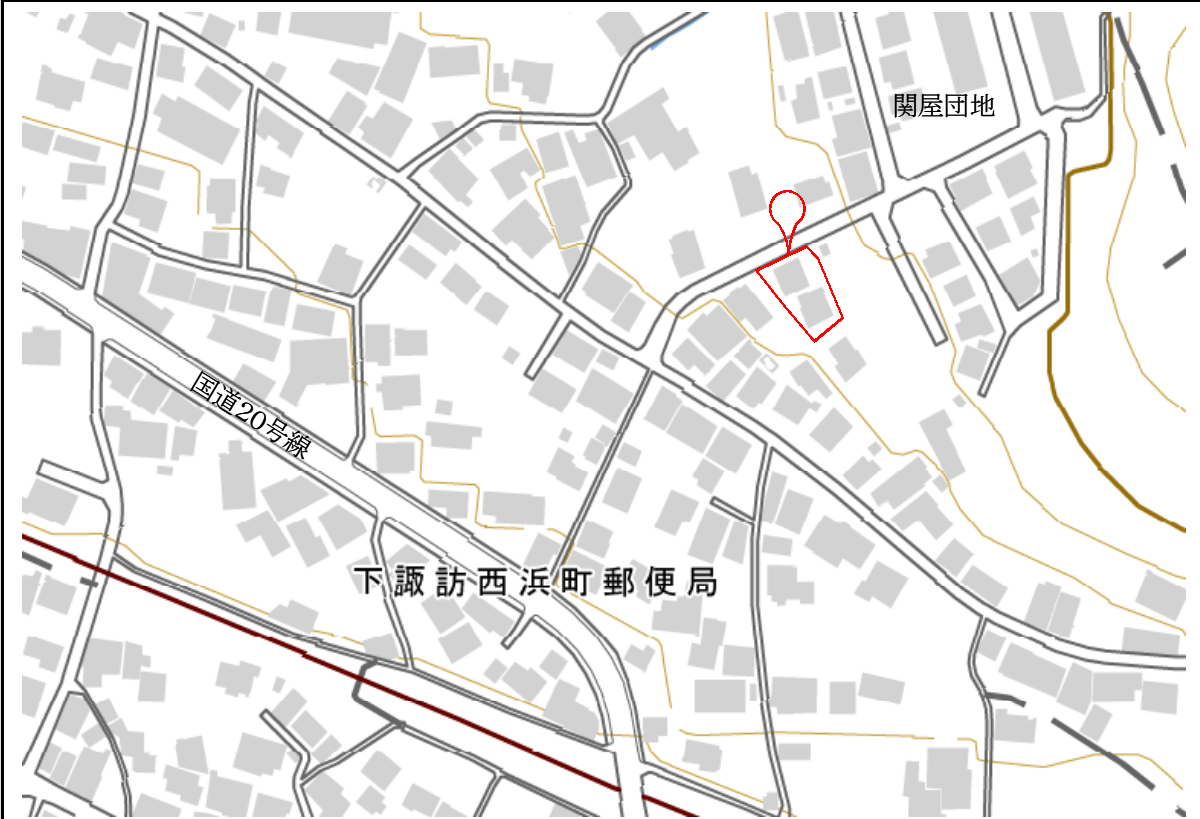
物 件 調 書

物件番号 6

関屋教職員(セキヤキョウシヨクイン)住宅(建物付)

所在地	諏訪郡下諏訪町字関屋6702番1、字上り口6682番14					
住居表示	—					
土地	実測面積	446.12	m ²	(約 135 坪)	地 目	宅 地
	公簿面積	446.12	m ²	(約 135 坪)		
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし
		権利の種類	所有権			
建物	構造・面積間取り等	居宅 昭和59年3月築コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階71.78m ² 北側(和室6畳×2、和室8畳×1、台所、浴室、トイレ)×1戸 2階71.78m ² 南側(和室6畳×2、和室8畳×1、台所、浴室、トイレ)×1戸 計2戸				
	構造・面積間取り等	居宅 昭和59年3月築コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階71.78m ² 北側(和室6畳×2、和室8畳×1、台所、浴室、トイレ)×1戸 2階71.78m ² 南側(和室6畳×2、和室8畳×1、台所、浴室、トイレ)×1戸 計2戸				
	付属建物等	なし				
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域(非線引き)			指定建ぺい率	60 %
	用途地域	第一種住居地域			指定容積率	200 %
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし		
	特別用途・その他の地域地区			指定なし		
	防火・準防火地域			指定なし		
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地(関屋遺跡)		
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域: 指定なし		
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			土砂災害警戒区域(土石流)		
	地域の危険度マップ(地震のときの危険箇所)			全壊率0%以上20%未満		
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)
	北西側	舗装 町道10-042(関屋通り線)		約6.0m	不要	約18.5m(進入路間口約4.5m)
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査		—		
建物の耐震診断	調査	未調査		—		
建物状況調査	調査	未調査		—		
現況及び従前の利用状況	現況	居宅2棟 物置4棟				
	従前	教職員宿舎				
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	中部電力(株)		施設整備の整備・負担状況		
	電気	中部電力(株)		引込可		
	上水道	公営水道(下諏訪町)		権利φ13mm	メーターあり	
	ガス	都市ガス		引込管径不明		
下水道	公共下水道(下諏訪町)		負担金	清算済		
			公共枅	設置済		
交通機関	鉄道	JR 中央東線	下諏訪駅	西 方へ	約 1.1	km
	バス	あざみ号(高木・高浜線)	バス停 湯たんぼ	南 方へ	約 0.4	Km
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	下諏訪町役場		西 方へ	約 1.4	km
	小学校	下諏訪南 小学校		西南西 方へ	約 0.6	km
	中学校	下諏訪 中学校		西 方へ	約 0.7	km
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。					
	宅地造成及び特定盛土規制法(盛土規制法)に基づく規制区域で、一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可や届出が必要です。詳しくは諏訪建設事務所維持管理課にお問合せください。					
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要な場合があります。詳しくは、下諏訪町役場建設水道課都市整備係へお問い合わせください。					
	接面道路の幅員が6.0mありますので、新築等による建築確認は申請出来ます。					
	物件東側隣地(関屋6703番)へ南側フェンスの一部が越境しており、隣接地所有者と確認書を取交わしています。					
	物件南側隣地(6698番9)の物置が売却地に越境しており、隣接地所有者と確認書を取交わしています。					
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。						
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物及び建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。						
なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って物件に不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことをご承知ください。						

案 内 図



明 細 図

